

◎新潟県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西枯木又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市中条字殿畑丁152番1から	新	3.7～18.0メートル	121.6メートル
同市中条字殿畑丁1068番まで	旧	3.7～18.0メートル	121.7メートル